

講 演

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

親しく拜し奉りし明治天皇の  
御敬神

前宮内省掌典  
國學院大學教授

佐 伯 有 義

私は曾て掌典として皇室の祭祀に奉仕致しました關係上、畏けれど明治天皇御敬神の尊容を拜し奉りました事について、聊か申上げたいと思ふのであるが、それは宮中三殿御親祭の御時の御模様を主として述べるのであるから、先づ宮中三殿の大略をお話することが必要であると思ひます。

宮中三殿は中央が賢所、向つて左が皇靈殿、右が神殿であつて、三殿がお並びになつてゐる。中央の賢所は、申すまでもなく天照大神奉齋の御殿であつて、御正體は畏くも伊勢皇大神宮の御うつしである。天孫降臨の時、大御神が皇孫

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神 (佐伯)

に三種の神寶を授け、之を以て天つ日繼の御璽とせられたが、其の中の御鏡は、畏くも天照大神が御自らの御正體として授けさせられたのであつて、即ち「吾兒視<sub>レ</sub>此寶鏡<sub>ニ</sub>當<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>視<sub>レ</sub>吾<sub>ニ</sub>。可<sub>レ</sub>與<sub>ニ</sub>同<sub>レ</sub>床共<sub>レ</sub>殿以爲<sub>ニ</sub>齋鏡<sub>ニ</sub>」との神勅と共に授け賜はつたのであるから、以後神代三代に続き、神武天皇より崇神天皇まで御十代の間は、同床共殿に在しましたのである。ところが崇神天皇の六年に至り、改めて神器の鏡劍を笠縫に奉遷する事となつたので、神代以來其の職に奉仕してゐる神孫をして御うつしを謹作せしめ、宮中に留めて神器とせられた。それが即ち賢所の御正體である。これは神代以來の寶器は、神威を畏んでお遷し申上げても、なほ同床共殿の勅を守らせ給ふ思召であつて、乃ち「禁祕御抄」には、之を大神の「御代官也」とお記しになつてある。

賢所の御正體は右に申す如くであるが、次に皇靈殿と神殿とを宮中にお祭り致したのは、明治の御代の初めである。即ち神祇官の再興と共に、古例によつて八神を祭る事となつたのが最初で、その時に從來の八神以外に、天神地祇と御歴代の皇靈とを神殿に同祭せられた。明治初年までは、宮中でも御歴代尊靈の御祭は佛式をお用ゐになつてゐたのであつて、御近代の天皇様方の御位牌は、京都の般若院と泉涌寺とに奉安し、別に宮中の御黒戸にも御歴代の宸牌を奉安せられてあつたが、大政御一新後、神佛分離が斷行せられたので、改めて宮中でも、御歴代の御祭は神式に依らせられる事となり、こゝに御黒戸奉安の尊牌は、總て般若院と泉涌寺とにお遷し申された。そこで當然の歸結として新に歴代の皇靈をお祭り申す所が必要となつたので、神祇官の假神殿に八神を中央に、向つて右東座には天神地祇、左西座には歴代の皇靈を奉祭する事になりました。それは明治二年十二月の事であつたが、次いで翌三年正月三日には神祇官に於て嚴肅なる祭儀をば行はしめられ、畏くも勅を以て、天神地祇、八神、暨び列皇の神靈を神祇官に鎮祭する理由を、普く

天下にお示しあそばされた。ところが其の頃は、明治新政當初の過渡時代であつたので、神祇の制度にも度々の變遷があつて、翌四年の八月には神祇官を改めて神祇省とせられ、茲に御歴代の皇靈は、神祇官から賢所の脇に奉遷の御事となり、神祇省では八神と天神地祇のみをお祭り申すことになつたのである。ところが又、其の翌年の五月には、神祇省も廢せられて、新に教部省が生れた。此の教部省は、單に事務を執るだけで、お祭は奉仕しない官制であつたので、茲に又、八神及び天神地祇の御靈も宮中に遷さねばならぬ事となつた。それが明治五年四月の事である。宮中に奉遷したとは申しても、最初は賢所と御同殿ではなかつたのであるが、稍時過ぎて、これ亦賢所の御側に奉安することになつたのみならず、更に其の年の十一月には、天神地祇と申せば其の中には當然八神殿の神々も含まれてゐるのである、故に八神を別に祭る必要はない、と云ふ議論が起り、遂に御裁可を仰ぎ、八神殿の名稱を廢し新に神殿と改めて、天神地祇と八神とを合併せらるゝことゝなつた。これは誠に恐れ入つた事で、抑も神武天皇の御代以來、玉體守護の神々として御代々御尊重あつた八神の名を、一朝にして失ふに至つたのは、惜むべき極みである。神祇官の復興運動は既に其の時から萌してゐるのである。

そんなわけで、御一新直後には、總て神祇官でお祭りした列皇の神靈、天神地祇、八神は、期せずして皆、宮中賢所の御側に拜祭する事となつたのであるが、當時は只今と異つて、吹上のお庭の中に御殿がありました。現在の御常御殿の御後が廣庭になつて居りますが、最初は其處に賢所が在らせられたのである。その御方角は當時の御常御殿から見て西南に當つて居たと拜記してゐる。これは伊勢の皇大神宮が皇城から西南に位置せさせ給ふ故で、何れも御同方角に當らせられたのである。『禁祕御抄』にも、

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神 (佐伯)

凡禁中作法、先<sup>三</sup>神事<sup>二</sup>後<sup>三</sup>他事<sup>一</sup>。且暮敬神之<sup>三</sup>敬慮無<sup>三</sup>懈怠<sup>一</sup>。白地以<sup>三</sup>神宮並<sup>三</sup>内侍所<sup>一</sup>方、不<sup>レ</sup>爲<sup>三</sup>御跡<sup>一</sup>とあるが、此の敬慮を御實踐あらせらるゝには、神宮と内侍所とが御同方向たることを要するのである。京都御所にて申せば、伊勢は東南に當るので、乃ち内侍所も亦、御常御殿の東南にお祭り申してあつた。

ところが、翌六年に至つて千代田の皇居は御炎上あつたので、一時赤阪の假皇居に遷らせられた。現皇居の御造營が完成して宮城に遷御あらせられたのは明治二十二年一月であるが、その時皇上の遷御と共に、賢所皇靈殿神殿も移御あらせられ、以來今日の如く、三殿相並んで御鎮まりあらせらるゝことゝなつたのである。

## 二

次に宮中ではせらるゝ御祭儀の事を簡單に申上げたい。皇室の祭祀は大祭と小祭との二つに區別せられてあるが、大祭日と申すのは所謂旗日で、國民が皆毎戸に國旗を掲げて奉拜すべき日である。即ち元始祭・紀元節祭・春季皇靈祭・春季神殿祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・秋季神殿祭・神嘗祭・新嘗祭・先帝祭と以上十回の御祭日を申す。次に小祭は、正月の歳旦祭・二月の祈年祭・十二月の賢所御神樂・先帝以前三代(仁孝天皇・孝明天皇・明治天皇)の例祭、天長節祭等で、之に最近明治節が加はりました。

此の大祭と小祭の區別を申すと、大祭には天皇が御親ら祭主として御祭典を行はせられ、御拜禮の上、御告文を奏せられるのであるが、小祭には只玉串を奉つて御拜禮あらせられるのである。随つて小祭の日には参列者も少く、宮内省の少數の役人が参列するに過ぎない。扱、以上は何れも皇室祭祀令に規定するお祭を申したのであるが、その外に毎月

一日・十一日・二十一日と三回に互つて三殿の御拜がある。十日目十日目に行はれるお祭であるから、之を旬祭と呼び習はしてゐるが、其の中で一月一日は前申した歳旦祭である。なほ又元三には、此の歳旦祭を除いて、二日三日の兩日に、掌典長以下でお祭が行はれ、十二月三十一日には除夜祭が行はれる。斯ういふ風に宮中では、皇室祭祀令に依るものと其の以外のものとを合せて相當多くのお祭があるが、歴史的に申すと、その中で明治以前からありましたのは、内侍所御神樂と、毎月の旬祭、その外に我が國建國以來の大儀である十一月の新嘗祭、とこれだけであつて、神嘗祭はもと伊勢でのみ行はれ、元始祭・紀元節・春秋二季皇靈祭・神武天皇祭等は何れも明治以後の御制定である。其の代りに、往時は新嘗祭の外に六月十二月の十一日に神今食の御祭が行はれた。神今食は新嘗祭と同型の御祭典で、此の時は、總ての事を御一人が遊ばすのであつて、後取女官と陪膳女官との外は、何人も與らぬのである。勿論皇族並に臣下の人も全然お手傳を申上げないわけではないが、それ等は御殿外にあつて神座奉安の時に少々の御用を勤めらるゝだけである。新嘗祭及び神今食は神嘉殿に於て行はせらるゝのであります。此の御殿は平生空御殿である所へ、祭に臨んで鋪設をして、神の御座御寢具などの設備をするのであるが、それ等の品々を、參議・納言・中少將などが運ぶ、其先頭に皇族様がお立ちになり打拂の筥を取つて、神嘉殿の入口までおいでになるのである。かやうに殿外の事は皇族様を始め參議納言等の人々は御用を勤められますが、御殿内の御祭典は上御一人で遊ばされるので、此所に神代以來の嚴儀の尊さが拜されるのである。

### 三

さて愈々次には、明治天皇陛下御親祭に當らせられての御尊容を中上げるわけであるが、齊しく大祭と申しても、御一殿のみで行はれる場合もあり、又二殿三殿で行はれる事もある。例へば神嘗祭は賢所のみで執行せられ、皇靈殿・神殿では御式がなく、又、春秋の皇靈祭・神殿祭には、皇靈殿・神殿のみの御祭で、賢所に關係はない。是等に對して三殿全部で行はれる御親祭の例は、一月三日の元始祭である。こゝでは専ら此の元始祭を標準にして、御祭典の順序、その御時の御尊容を謹話させて戴きたい。

初め出御に先だつて、掌典長以下で神饌幣帛を奉り、（親しく神饌幣帛を献るのは掌典次長以下で、掌典長は檢知をし居る。）次いで掌典長が祝詞を奏し、次には、陛下が御拜あらせらるゝ御座、奉らせられ給ふ御玉串を準備し、それ等の事どもが整うた所で、参列の諸員が式部官の先導で幄舎に入り着床する。陛下は御内儀に於かせられて前日から御潔齋であらせられるが、當日の朝は又、お祭に先だつて御湯を召されるのであつて、即ち出御前に掌典長から侍従職へお湯言上の事を申すと、侍従職からお上へ申上げ、それより御清湯を召して、御常御殿から御板輿で綾綺殿へ渡御、其處で黄蘆染の御袍にお召換遊ばされ、御手水を召した上、出御あらせられるのである。その間に賢所の方では、陛下着御の御座を御内陣に設け、御参進の際には内陣と外陣との間に懸けてある御幌を兩方に開き奉るので、そのために二人の掌典が左右に控へてお待ち申上げる。参列の諸員が参進して本位に就き終ると掌典長が御先導申上げ、陛下には祭に先立つて敷き延べた筵道の上を賢所へと参進あらせられる。その時には、御劔を奉じた侍従が一人と、御束帯の御裾を奉仕する侍従が一人と同じく参進するのである。なほ別に侍従が一人、これは御笏を入れた箱を捧持する。其の侍従が差出す笏をお取りになつて進ませ給ふのであつて、その時には御束帯の御裾を捧げた侍従は外陣に伺候し、御劔奉仕の侍従は、

御簀子の所に伺候する。そして陛下には内陣の御座に着御あらせられると、掌典長が捧げる御玉申を取らせ給うて神座に向ひ兩段再拜を遊ばされ、御拜終つて御玉申を授けられる。そして掌典長がそれを拜受して御内々陣へ奉ると、御告文を奏し給ひ、終つて特に賢所に限つて御鈴の儀がある。これは内掌典が奉仕するのであつて、其の間は約十分位であるが、その御時の陛下の敬虔な御態度こそは、只々感涙に咽ぶの外はない尊い御有様である。これは私が明治天皇の御代に、掌典としてお祭の時には屢々御幌の役を奉仕したので、恐れ多い事ながら自然と拜し奉ることが出来たのである。元來賢所と申す言葉は、御代々の天皇が、皇祖神靈の在します所として常に畏ませ給ひ、其の御方面へは白地にも御足をも向けさせ給はぬと申す程の御尊敬の御精神を顯した語であるが、皇祖大御神に對し給ふ明治天皇の御敬虔極まる御尊崇の御態度を、かすかに拜するにつけ、御代々の天皇の御態度も拜察せられて、明津神が皇祖大御神を祭らせたまふ御態度は、到底一般の神職等の及びもつかぬ惟神の尊さであることを今更ながら深く感じ奉る次第であります。斯くして先づ賢所の御拜が終ると、次には皇靈殿に進ませ給ひ御玉申を捧げ、御告文を奏し給うて後、更に神殿に進ませ給ひ又御同様の御親拜、御告文の儀があるのであつて、是等の御殿でも、御同様、明治天皇は實に御敬虔の御態度で、御拜あらせられたのである。

次に新嘗祭の御事は、前に既にその一端を申上げたが、改めて茲に其の大略を申すと、先づ當日は、お祭に先だち掌典が神座を奉安して時刻の到るを待ち、夕方になると、御殿に忌火の御燈を點じ、又、各所に庭燎を點する。そして掌典長が祝詞を申上げる。これは御親祭が行はるゝに就ての祝詞である。さて次には陛下の出御に先だち、神饌行立といふことがある。これは新嘗祭に限つての事で、陛下が皇神等に奉らせらるゝ神饌を、奉仕員が各自その所役に隨ひ捧持

して列を作る、即ち行列をして立つて居る。故に神饌行立と申すのである。此の行立が終ると同時に、陛下は綾綺殿より神嘉殿へ進御あらせられるのであります。其の御服装は御齋服と申し純白の御装束である、昔は常御殿より神嘉殿までは帛の御衣を召させられ、神嘉殿に於て小忌の御湯を召されて後、御齋服に御改めあそばされたのであるが、現今では綾綺殿より御齋服を召させられるのである。帛の御衣も白い御装束であるが、是は練つた絹を用ひ、御齋服は生のまゝで練らぬ絹である。又御幘と申し白い絹を以て御冠の巾子を結び奉るのである。又其の供奉は式部長官が御先導を申上げ、次に侍従二人左右に燭を乗り、次に寶劍捧持の侍従が御先に立ち、神璽捧持の侍従は御後に随ひ奉り、其の他供奉の侍従が其の次に随ひ奉るのである。夜の御儀式であるから、遠くより之を拜し奉れば、脂燭の光にて白い御姿がたゞかすかに拜せらるゝのみであるが、それがいかにも尊く有り難く拜し奉らるゝのであります。陛下には神嘉殿の御正面より進御あらせられて、西の御隔殿の御座に著御あらるゝや、侍従は寶劍神璽を案上に奉安して隔殿の庇の座に候し、式部長官は東の隔殿の座に候するのである。隔殿より本殿に進御あらせられる時、神饌行立の先頭は神嘉殿東階の下にあり、削木を取れる掌典此の時警蹕を唱へ、同時に神樂歌が始まり、同時に御手水の具を捧持する采女は階を上りて東の隔殿に至り、陪膳及後取は御手水の具を奉じて殿内に入り、先づ御手水を奉仕すれば其の具をし、やがて神饌を御親供あそばさるゝのである。其の御品々は御飯(米の御飯・粟の御飯) 鮮物・干物・菓子・和布汗漬・蛸汗漬・和布羹・蛸羹・御酒(白酒・黒酒) 御粥等である。御供進に就いては色々御作法があるが、御本殿の内へは陪膳と後取との二人が出入致すのみであり、しかも御供進は御親らあそばされ、他に何人も参入することがないのであるから、御親祭の御有様は一切拜し奉ることが出来ぬのであります。御親供了りて御告文を奏し給ひ、次に御直會の儀ありて神饌を撤

し、次にまた御手水をあそばされ、其の用具を撤して、始の如く神饌を行立し、各宮殿下を始め諸員の拜禮は正面の階下に於て行はれ、夕の御儀が畢りて後、陛下は一旦入御あらせられ、時刻至れば曉の御儀が行はせられて、御祭儀が終了するのである。夕曉共に約二時間に亙りて行はせられ、徹宵の御祭儀であらせらるゝ。時候も十一月下旬である故に、深夜に至れば寒が強、殊に陰曆の當時は一層寒氣が強かつたのであるが、明治天皇様を始め奉り、御歴代の天子様が、此の寒夜に徹宵最も御敬虔の御態度を以て、御神事を御奉仕あそばされたので、其の御敬神の程を拜察し奉ることが出来るのであります。只今斯くお話を申上げるに就いても、明治天皇様御在世の當時を追憶し奉り、限りなき尊さを感じられますが、明治三十六年の御製に、

豊年のにひなへまつりことなくて

つかふるけふそうれしかりける

といふ大御歌があらせられます。是は正しく、三十六年新嘗祭御當日に御詠みあそばされたものと拜せられますが、此の新嘗祭を御奉仕に就いて、深く御心を用ひてあらせらるゝことが拜察せられ、誠に尊い御製であります。

#### 四

明治天皇御敬神の御事蹟は、以上に申し上げた外にも、尙ほ到底申し盡せない程であります。明治天皇の數々の御製中、特に神祇に關する御製を拜し、之を更に陛下御敬神の御事蹟と併せ拜するときは、一層その御精神が深く感ぜられるのである。殊に憚多い申分ではあるが、掌典として御親祭に奉仕致した我々の感情は單なる歌人と云ふやうな人々

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神 (佐伯)

が御製に對し奉る感じ方とは異つたものがあらうかと思ふのである。私が掌典として奉仕したのは、明治三十七年の四月から四十五年崩御に至るまで約九年間であるが、今其の間の御製集を拜して、特に神祇に關する御製を拜誦しながら、その御精神を仰ぎ奉りたいと思ふ。

先づ明治三十七年の御製集を拜するに、新年といふ御題で

神風の伊せの宮居の事をまつ

今年も物の始にそきく

といふ御製があります。これは一月四日御政始についての御製であつて、其の御當日に大御心のまゝをお詠み遊ばされたものと恐察せられます。此の三十七年と次の三十八年とは、日露大戦役の年であつたので、其の方面の御製が多いが、同時に御敬神の御製も多いのである。十月十七日の神嘗祭につき、

神垣に使をたて、豊年の

秋の初穂を捧げつるかな

といふ御製がある。神垣に使をたてゝとは神宮に勅使を参向せしめらるゝことを申し、秋の初穂とは今年の新穀を先づ神宮に奉らせ給ふことをお詠あそばされたのである。陛下は十一月の新嘗祭に始めて新穀を聞食さるゝが、神宮には諸神に先だちて神嘗祭に新穀を奉らしめ給ふ御例である。また

すめ神にはつほさゝけて國民と

共に年ある秋を祝はむ

といふ御製もある。大御歌の上にも御敬神の御心が現れて居るのを拜し奉るのである。次に煤拂といふ御題で

ちはやふる神のおましをはしめにて

今年の塵を拂はせてけり

煤拂は我々の家庭でも年末に致すが、宮中に於ても毎年十二月になるとお煤拂を行はせらるゝのである。其の時に賢所を最初に致し、それから次々に他の御殿各處の煤を拂はせらるゝので、宮中に於ては總べての行事悉く神事を先にせらるゝのである。なほ其の年の御敬神の御製に、「鏡」といふ題にて

くもりなく世をたもてとて千早ふる

神のさつけし鏡なるらむ

誠に畏き思召の御製である。又、「國」といふ御題で、

ちはやふる神の御代よりうけつける

國をおろかに守るへしやは

ともある。常に皇祖皇宗の御心を忘れさせ給ふことなく、御戒愼あそばさるゝ大御心は、畏しとも畏しと申し奉るの外はありませぬ。尙ほ御抱負の程を詠み出でさせたまうた御述懐の御製に

かみつよの聖のみよのあとゝめて

わが葦原の國はをさめむ

とある御製を拜するに、常に御歴代の御治蹟を温ねて古への御掟に違はぬやう御代しろしめさむとの御精神が此の御一

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神（佐伯）

首に明かに窺ひ奉らるゝのである。

翌明治三十八年には、戦役も終つて、伊勢神宮へ御参拜あらせられた年であるが、その年には「四海清」といふ御題で、

よもの海波しつまりてちはやふる

神のみいつそかゝやきにける

これは神徳の發揚を感謝せさせ給うた御製である。神宮御親謁は、十一月に行はせられ、滞なく凱旋式も終つて後の御事であるが、その時の御製に、

神路山みねのまさかきこの秋は

手つからをりて捧けまつらむ

とお詠みあそばされてある。これは行幸に先だつての御製と拜せられる。又、「神祇」と題して

世の中にことあるときそしられける

神のまもりのおろかならぬは

これは戦争中に神祇の御稜威の現れたことをお感じ遊ばされての御製でありませう。尙ほ御参拜中の御製と拜せられるのは、

久方のあめにのほれるこゝちして

すすゝの宮にまゐるけふかな

さくすゝの五十鈴の宮の廣前に

けふおほ幣をさゝけつるかな

くもりなきあしたの空に神路山

かうかうしくも見えわたるかな

つくつくと思ふにつけて尊きは

とほつみおやの御稜威なりけり

是等は何れも皆、其の折の御製と拜し奉られる。

次に翌三十九年の御製に、「夜神樂」とあつて

ふけゆけはさえこそまされ榊葉の

こゑにも霜のおくこゝちして

これは十二月賢所御神樂の折の御感想であらせられませう。榊葉の聲とあるので、御神樂の笛の音を聞召しての御製である事が拜察せられます。往時御歴代の天皇様方は、大抵音樂の御嗜みがあつて、或は和琴の御彈奏、笛の御吹奏などを遊ばしたので、内侍所の御神樂の時には、大前で御親ら遊ばされた事が古い記録に出てゐる。其の時は公卿たちもそれに奉仕し、陛下は御内陣に、臣下の人々は庭上にあつて各々樂を奏したものである。只今日では樂師のみで奉仕するのであるが、御親らこそ遊ばされぬ、御常の御殿にまじりて之を聞食し、夜の更けゆくに伴れて冴えまさる歌の聲にも霜のおくこゝちを感ぜさせ給ふ御風懷の程が仰ぎ奉られるのである。其の外にも、

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神（佐伯）

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神（佐伯）

古 典

石上ふることふみをひもときて

聖の御代のあとを見るかな

神 祇

日の本の國の光のそひゆくも

神の御稜威によりてなりけり

國民のうへやすかれと思ふにも

いのるは神のまもりなりけり

是等二首として御敬神の御心の現れならぬはない。翌四十年にも

神代よりうけし寶をまもりにて

治め來にけり日のもとの國

目に見えぬ神にむかひてはちさるは

人の心のまことなりけり

目に見えぬ神の心にかよふこそ

ひとの心のまことなりけり

かみつよの御代のおきてをたかへしと

思ふそおのかねかひなりける

是等も悉く皆御敬神の御製である。次に翌四十一年の御製には、「朝」と題せさせ給ひて

世を守る神のみたまをあふくかな

朝きよめせし殿にいてつゝ

此の御深意は、明かには拜祭致しかぬるが、昔宮中では毎朝石灰壇の御拜と申す事があつて、陛下は清涼殿の内に特に漆喰で固めた石灰壇といふ所へ渡御あらせられ、其處で伊勢の皇大神宮を御遙拜あらせられたものである。明治天皇の御代の初までは、やはり其の通りあそばされたのでありましたが、明治以後は萬機の政を御親ら御總攬遊ばさるゝため殊に御忙しく、毎朝の御拜は如何あらむと側近者の人々が考へましたので、侍従が賢所に御代拜を奉仕し、その時に伊勢を初め神々の遙拜を奉仕することになりました。つまり往時の毎日の御拜が其の頃から御代拜に改まつたのである。ところが此の御製を拜すると、公式ではなくとも、やはり御内々では御拜があらせられたのではありませぬかとも恐察せられるのである。

翌四十二年は、伊勢皇大神宮の御造營竣功、式年御遷宮のあつた年であるが、その年の御製には、「社頭の月」の御題

この秋は内外の宮にてる月の

かけいかはかりさやけかるらむ

又、「神祇」と題して

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神（佐伯）

親しく拜し奉りし明治天皇の御敬神（佐伯）

四四

神風のいせの宮居のみや柱

たてあらためむ年はきにけり

とある。神宮御遷宮の當日は、遷御の時刻に庭上に下御あらせられて、神宮に對し奉りて御崇敬を盡させ給ふ御例であります。

次の四十三年には、「國」といふ御題で

おこそかにたもたさらめや神代より

うけつき來たるうらやすの國

又、「寶」と題せられて、

あまてらす神のまつけたからこそ

・動かぬ國のしつめなりけり

「神祇」の御題で、

わか國は神のすゑなり神祭る

昔の手ふり忘るなよゆめ

とお詠みあそばされてある。なほ其の外にも御製は多く見ゆるが、「寄神祝」と題して

あまてらす神の御光ありてこそ

わか日のもととはくもらさりけり

とあそばされた御製は、神宮御尊崇の大御心が強くあらはれて居ります。翌四十四年には、比較的少いやうであります。

いつはらぬ神のこゝろをうつせみの

世の人みなにうつしてしかな

千早ふるかみの力によりてこそ

われをたすくる人もいてけれ

是等の御製は陛下御敬神の大御心の深くあらせられたことが、御歌の上にもよく拜し奉られる有難い御製である。次に四十五年の御製中、神祇に關係のある御製として、最も感銘の深いのは次の御歌である。

いにしへの姿のまゝにあらためぬ

神のやしろそたふとかりける

誠に此の御製の如く、古の姿のまゝに改まらぬところに尊さが存するのであります。以上何れの御製を拜しましても、御敬神の厚くあらせられたことが拜せられ、此上もなく辱く拜し奉らるゝが、此の年の七月三十日に遂に崩御あらせられたので、今其の當時の事を偲び奉れば、暗涙を催され悲哀に堪へぬのであります。

## 五

斯く數々の御製を拜するにつけ、長くも明治天皇に於かせられては、御敬神の大御心が深くあらせられたのみでな

く、御先祖を大切に遊ばず御心、又國民を慈ませ給ふ思召の御深甚であらせられた御事が拜せられて、御聖徳の崇高なるを只々欽仰の外はないのである。回顧すれば此の聖の大君の神上り給ひしより茲に二十餘年、夙くも二昔が過ぎたのである。桃山御陵に参拜して仰ぎ奉れば、私が大喪使事務官として奉仕した當時の山松が、今は大木となつて繁茂し、参道の左右に山口諸陵頭が力を盡して植ゑられた杉並木も、年々成長して、これ亦鬱蒼として古びて來ました。更に又代々木の明治神宮の御内苑を拜しても、年と共に總ての樹木が成長して繁茂して居る。しかし斯の如く多年の星霜を経ても、其の御聖徳を仰ぎ奉つて、或は桃山御陵に、或は明治神宮に参拜する人の數は、年々に増加するばかりで、只今では毎年何萬に達するのである。斯の如く御恩徳を慕ひ奉り、御聖徳を仰ぎ奉つて参拜を致す者が多いのは、誠に尊い事であると思ひ奉るにつけて、其の明治天皇が、此上もなく御誠を捧げて御尊崇あそばされた皇祖天照大御神の御神徳の廣大無邊であらせられる御事は、到底拙い言葉を以ては稱へ奉る事が出來ず、只ひれ伏して仰ぎ尊み奉るの外はありませぬ。斯かる尊き大神が御神徳を以て護らせたまひ、斯かる御聖徳高き天皇が、萬世一系の神統を以て、安國と平らけく御代をしらしめすが故に、我が日本帝國は世界に比類無く國運は盛んに國威は彌々發揚するのでありませう。斯くの如き結構な國に生れ、此の限無き御恩徳に浴し奉る我々國民こそは、實に幸福な事であつて、此の神恩皇恩に報い奉るには、各自その立場に於て力を盡すの外はないが、愚にして御鴻徳の萬一をも報じ奉ることの出來ないのは、慚愧に堪へぬ次第であります。今夕は明治天皇の御敬神に就いて、お話をすることを許されましたが、訥辯にして十分に其の意を盡すことの出來なかつたことを厚く御詫を申上げます。（了）